

令和 6 年度第 5 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 8 月 9 日

場所 東北町北総合運動公園

トレーニングセンター

2 階 会議室

令和6年度第5回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園トレーニングセンター 2階 会議室

2. 開会日時 令和6年8月9日（金） 午後1時30分

3. 閉会日時 令和6年8月9日（金） 午後2時45分

4. 出席農業委員（13名）

1番 乙 部 繁 作	2番 竹 内 勝 子
3番 沼 尾 京 子	4番 浅 井 弘 志
5番 蛭 沢 清 子	6番 小野寺 正 八
7番 鶴ヶ崎 勝 也	8番 中 野 一 男
9番 蛭 名 修 二	10番 蛭 名 勲
12番 甲 地 俊 隆	14番 藤 井 久
15番 沼 尾 幸 一	

5. 欠席農業委員（2名）

11番 久保田 正 一	13番 甲 地 武 彦
-------------	-------------

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

小川原 市 川 裕 美	表 町 山 田 昭 二
土 橋 土 井 文 隆	

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

旭 町 蛭 名 香 織 漆 玉 岡 山 伴 樹

8. 会議に付した案件

報告第14号 農地の転用事実に関する照会について

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第16号 使用貸借合意解約書の受理について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 東北町農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 東北町農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について

9. 議事録署名委員

6 番 小野寺 正 八 14 番 藤 井 久

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹 内 恒 幸

11. 書記

事務局主事 鳥谷部 彩 花

(開会 午後1時30分)

事務局	総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。 ご起立願います。「こんにちは」着席願います。 只今から7月30日に招集通知しました第5回東北町農業委員会総会を開催いたします。 本総会の出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は、成立いたしました。 尚、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。 本日、11番 久保田 正一 委員、13番 甲地 武彦 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	(会長あいさつ省略)
事務局	ありがとうございました。 それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。
議長	それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。
	(開 議)
議長	これより、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。 充分なご審議をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。
	(議事録署名者の指名・書記の任命)
議長	日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について議題とします。
議長	お諮りします。 議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議長において指名することに決定しました。
議長	議事録署名者には、6番 小野寺 正八 委員、14番 藤井 久 委員を指名いたします。 なお、書記には、鳥谷部主事を任命いたします。

	(会期の決定)
議 長	日程第 2 会期の決定について議題とします。 総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。
議 長	日程第 3 報告第 1 4 号 農地の転用事実に関する照会について議題とします。 事務局より朗読及び説明を、お願いします。
事務局長	1 ページをお開きください。 報告第 1 4 号 農地の転用事実に関する照会について青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものです。 なお、現地確認は、8 月 1 日、蛭名 修二 農業委員及び市川 裕美 農地利用最適化推進委員と事務局職員 2 名により、遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。 2 ページをお開きください。 受付番号 1 6 から 1 7 番の 2 件について説明いたします。 (受付番号 1 6 から 1 7 番、2 件、朗読説明省略) 以上、2 件です。
議 長	只今、事務局より報告第 1 4 号の朗読及び説明がありました。 ご質疑等ありませんか。 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認め、報告第 1 4 号は原案のとおり報告済といたします。
議 長	日程第 4 報告第 1 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について議題とします。 事務局より朗読及び説明をお願いします。
議 長	3 ページをお開きください。 報告第 1 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。 4 ページをお開きください。 受付番号 3 5 から 3 9 番の 5 件について説明いたします。 (受付番号 3 5 から 3 9 番、5 件朗読説明省略) 以上、5 件です。

議 長	只今、事務局より報告第 1 5 号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。
9 番 蛸名 修二 委員	4 ページの 3 9 番、備考欄に宅地化とありますが、どういう意味ですか。
事務局長	宅地化の「化」の表示については、訂正して削除します。 すみません。
3 番 沼尾 京子 委員	5 ページ 3 9 番の備考欄に耕作している（改良区）と記載が、ありますが、どういう意味でしょうか。
事務局長	既に基盤整備をしている場所ですが、本登記されていない事から明記しています。
1 4 番 藤井 久 委員	5 ページ 3 9 番の共有地（所在不明）については、どういう事ですか。
事務局長	詳細については、後日に担当者より説明をさせます。 お時間をいただきますようご了承願います。
議 長	その他、ご質疑等ありませんか。 （質疑なしの声あり） 質疑なしと認め、報告第 1 5 号は、原案のとおり報告済みとしますが、後できちんと説明するということで、お願いします。
議 長	日程第 5 報告第 1 6 号 使用貸借合意解約書の受理について議題とします。 事務局より朗読及び説明をお願いします。
事務局長	6 ページをお開きください。 報告第 1 6 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。 7 ページをお開きください。 受付番号 1 番の 1 件について説明いたします。 （受付番号 1 番、1 件、朗読説明省略） 以上、1 件です。
議 長	只今、事務局より報告第 1 6 号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。 （質疑なしの声あり） 質疑なしと認め、報告第 1 6 号は、原案のとおり報告済みといたします。

議 長	日程第 6 議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。 7 番、鶴ヶ崎勝也委員には、東北町農業委員会規則第 1 7 条議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。 (7 番、鶴ヶ崎勝也 委員 退席) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
事務局長	8 ページをお開きください。 議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり(1)所有権移転 4 件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 9 ページをお開き下さい。 受付番号 2 2 から 2 5 番の 4 件について説明いたします。 (受付番号 2 2 から 2 5 番、4 件、議案朗読説明省略) 以上、所有権移転 4 件です。
議 長	只今、事務局より議案第 1 5 号の朗読及び説明がありました。 ご質疑等ありませんか。 (質疑なしの声あり) 異議なしと認め、議案第 1 5 号は、原案のとおり許可することに決定しました。 7 番、鶴ヶ崎勝也委員の入場をお願いします。 (7 番 鶴ヶ崎勝也 委員の入場、着席)
議 長	日程第 7 議案第 1 6 号 東北町農用地利用集積計画の決定について議題とします。 5 番、蛭沢清子委員、7 番、鶴ヶ崎勝也委員には、東北町農業委員会規則第 1 7 条議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。 (5 番、蛭沢清子 委員、7 番、鶴ヶ崎勝也 委員 退席) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
事務局長	1 1 ページをお開きください。 議案第 1 6 号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 1 2 ページをお開きください。 農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。 1 3 ページをお開きください。 これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。

事務局長	最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書の (1) 賃貸借、受付番号 13 から 15 番の 3 件について説明いたします。 (受付番号 13 から 15 番、3 件、議案朗読説明省略)
	14 ページをお開きください。 (2) 使用貸借、受付番号 58 から 76 番の 19 件について説明いたします。 (受付番号 58 から 76 番、19 件、議案朗読説明省略) 以上、賃貸借 3 件、使用貸借 19 件であります。
議長	只今、事務局より議案第 16 号の朗読及び説明がありました。 ご質疑等ありませんか。
14 番 藤井 久 委員	今までに利用集積の議案で使用期間について疑問を持たないでいましたが、 例えば、田んぼで使用期間が 3 年間、今日から令和 9 年 8 月 8 日までですが、 所有者側に事情があり、借り手に貸さない事になった場合、令和 9 年 8 月 8 日 以降に田んぼに入る事が、出来ないと思うが、我々農業委員は、借り手に使用 してはいけない事を言えるのでしょうか。 もう一点は、16 ページの 64 番で、所有者と耕作者の使用貸借期間が令和 6 年 8 月 9 日から令和 9 年 1 月 11 日までとなっております。 この使用貸借期間も 3 年と明記されておりますが、3 年間で間違いないので しょうか。
事務局長	申し訳ございません。 後日、確認のうえ、回答いたします。
議長	事務局長は、確認をして次回に報告をお願いします。
議長	その他、ご質疑等ありませんか。 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認め、議案第 16 号は、原案のとおり承認することに決定しまし た。 5 番、蛭沢清子委員、7 番、鶴ヶ崎勝也委員の入場をお願いします。 (5 番、蛭沢清子 委員、7 番、鶴ヶ崎勝也 委員の入場、着席)
議長	日程第 8 議案第 17 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について 議題とします。 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長	23ページをお開きください。 議案第17号 東北町農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することに農業委員会の承認を求めるものであります。 24ページをお開きください。 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について町長から、農業委員会への承認願いの文書であります。 25ページをお開きください。 これらの記載内容は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地について貸し付けをしようとするものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、これまで町が機構に計画作成を要請していたものについて、農業委員会が町の意向を受けて、機構に要請することとなったため、議案として提案するものです。
事務局長	使用貸借の設定1件について説明いたします。 (使用貸借の設定1件 議案朗読説明省略) 以上、使用貸借の設定の1件であります。
議 長	只今、事務局より議案第17号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認め、議案第17号は、原案のとおり、承認することに決定しました。
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 (閉 会) 第5回東北町農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会 午後2時45分)	